

(別紙 2-1)

運輸安全マネジメント

第2回 重点監査項目チェックリスト兼報告書

実施年度（令和5年度）

（監査実施基準月 原則 6月末, 12月末）

今回実施基準月 12月

監査実施日 令和5年12月1日～27日

監査対象 各営業所5か所全て

社長



安全統括管理者



内部監査員



内部監査員



役席及び
業務部回覧



郡山中央交通 株式会社

第2回 重点監査項目チェックリスト (5年度) (別紙5-2)

評定 A: 達成度合い 90%以上 B: 同 70%以上 C: 同 50%以上
D: 同 30%以上 E: 同 30%以下

実施項目	監査所見	評定
1. 事故（車両の無傷）記録の達成 ①重大事故の発生防止 発生 ゼロ件 ②車両の無傷記録年度目標を5件以内とする ③無傷記録継続日数180日以上を達成する ④白手指差呼称の完全実施 ⑤後方及び死角確認の為の2秒ルールの徹底	①達成中 ②12月現在11件・・・未達成 ③12月現在継続30日・・・未達成 ④概ね100%実施 ⑤100%実施 今年度に関しては、物損事故発生の5件以内について、8月段階で未達成が確定した。今後は重大事故が起こる可能性が高まる年間18件未満に事故を抑えたい。	E
2. 路上故障防止の為の日常点検の徹底と3か月点検の強化各営業所責任者が確実に管理し、抜け漏れがないようクロスチェックを行う)	報告に至る事故は起きていないが、日報やチャット、故障個所報告書などを通じて車両の不備が少ななくない数寄せられており、日々の日常点検がいかに重要かを徹底する必要がある（前回判断維持）	B
3. 年間300件以上のヒヤリハット情報（内、有意情報50件以上を収集しその活用・分析を行い、その結果を基に指導教育を実施する（特にバック事故を防ぐ）	12月時点で、19件収集と件数は目標から大幅に少ないが、ヒヤリハット事例の動画収集については、多くなっていることから、有意の報告はそのままだと考えられる。もちろん一定件数を超えないと集計の結果の信頼性が問題になるので、乗務員についてあらゆるチャンネルを通じて呼びかけていくことが必要である。	D

<p>4. 健康管理体制の徹底（定期健康診断の結果、医師の指導のある該当者には面談の上、再検診の指導と結果までのフォローを行い、健康起因事故の発生を防止する）</p>	<p>定期健康診断実施については計画通り進行中、所見有りの場合について、業務部より乗務員に受診指導を行うが、受診・検査をしたかのフォローアップがまだ不十分と判断。法改正で、要検査の乗務員に対する指導が強化され、行政処分の対象となったので、完全なフォローアップを目指したい。</p>	<p>C</p>
<p>5. 適切かつ正確な運行指示書を作成し、状況に応じた的確な運行指示を行う。</p>	<p>内部監査 4 点書類チェックにて、法令違反の運行は 1 本もなかった 10 月 1 日公示運賃の改定があり、新旧運賃が混在したが、営業部・業務部とも対応した。素晴らしい結果である。</p>	<p>A</p>
<p>6. 法令遵守事項について厳格に監査を行い各部門に遵守させる</p>	<p>内部監査にて、別途法令遵守事項のチェックを行い、問題があれば都度指導しているが、改善までのフォローアップがまだ不十分と判断し、これは監査部の来年度の宿題とする</p>	<p>B</p>
<p>7. 徹底した実技講習を通じて、乗務員の安全運転技術の向上を図る。（区分車両訓練・雪上走行訓練・走行技術向上訓練）</p>	<p>新人乗務員の教育時に法定 20 時間をかなり上回る指導（30 時間程度）を行い、運転技量向上に寄与していると判定できる。</p>	<p>A</p>